

湖西市農業委員会議事録 (6 月)

招 集 年 月 日	令和 4 年 6 月 15 日（水）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	6 月 15 日(水) 午後 2 時 00 分					議長	内山 吉朗		
	閉 会	6 月 15 日(水) 午後 2 時 58 分					議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	▲	11	石田 学	▲				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会 議 録 署 名 委 員	4 番	池田 雅美				13 番	太田 達男			
職務のため出席 した者の職氏名	次 長	吉田 善行				副主任	朝倉 麻貴			
会議に付した事件	1	開 会								
	2	会長あいさつ								
	3	議 題								
		議案第 22 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について							
		議案第 23 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について							
		議案第 24 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について							
	議案第 25 号	非農地証明願について								
	議案第 26 号	農用地利用集積計画の決定について								
4	報告事項									
	報告第 12 号	農地法第 3 条届出受理について								
	報告第 13 号	農地法第 4 条届出受理について								
	報告第 14 号	農地法第 5 条届出受理について								
	報告第 15 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について								
5	その他									
6	閉 会									
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和4年6月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号3番の鈴木真聡委員、11番の石田学委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ12人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさん、こんにちは。早速、ただいまから湖西市農業委員会6月定例会を開会いたします。よろしくお願いします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号4番の池田雅美委員と13番の太田達男委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

説明の前に議案書の修正があります。資料2ページをご覧ください。申請番号11番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたの

で、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は4件です。

申請番号12番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号12番及び図面のNo. 2-1から2-3です。申請地は、[REDACTED]から北西に約[REDACTED]に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は自作地5,745㎡を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、みかんを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。石田委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

石田委員
(事務局)

6月9日に石田推進委員と現地確認を行いました。場所が点々としていたため譲渡人の立会いのもとに行いました。譲渡人は独り身で後継者もおらず、今後のことを考えるとみかんをやってくれる人に譲渡したいとのことでした。譲受人は現在は兼業農家ですがみかんを栽培しています。定年あたりみかんを増やす計画で耕作管理計画書による耕作や管理方法等も妥当であり、周辺農地との調和も取れているので特に問題ないと考えます。とのことでした。

事務局

続きまして申請番号13番、14番について一括して説明します。資料は議案書の2ページ番号13番、3ページ番号14番及び図面のNo. 3です。13番の賃借人は、[REDACTED]に本社のある法人で、下部農地の耕作を行う者です。14番の受人は、[REDACTED]に本社のある法人で、太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED]から東へ約[REDACTED]のところに位置する農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第3条第3項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第3

条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

事務局

申請番号15番について説明します。資料は議案書の3ページ、番号14番及び図面のNo.15です。申請地は、[REDACTED]から北に約400mに位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。受人は[REDACTED]に本社を置く、榊の生産及び生け花の加工、販売を行う株式会社です。他市町において農地法上の一定の要件を満たす農地所有適格法人として農地等の権利取得が認められており、自作地19,690.75㎡及び借入地329,266.52㎡を耕作しております。

当市においても、法人が農地を取得するにあたり、農地所有適格法人の要件を審査したところ、株式会社であるため法人形態要件を満たしていること、主たる事業が農業であるため事業要件を満たしていること、法人の行う農業に常時従事する株主の有する議決権の合計が総株主の55%と過半を占めているため議決権要件を満たしていること、法人の常時従事者たる株主が取締役の数の75%と過半を占めており、法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事しているため役員要件を満たしていることから、農地法第2条第3項の要件を満たした農地所有適格法人と判断いたしました。

また、権利取得後は、榊を栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。

河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

6月7日に藤下推進委員と現地確認を行いました。地図でありますとおり、申請地の北側は宅地になっていますが、申請地を含めまして田んぼだったと思える西側や南側は今、葎が茂っている状態です。それがどれくらいの状況で続いているのかわからないですけれども、耕作されるということで問題ないかと考えます。以上です。

事務局 以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。
(質問がないか確認)

内山会長 私のほうからいいですかね。
15番の案件で、面積ですけども2851㎡の内数ということになっていま
すけども、これはどういう理由でしょうか。

事務局 今回同時申請ではないですが、今後営農型太陽光が設置される見込みで
あります。

内山会長 そうということですね。

議長(会長) 他の質問はないですか。ないようですので採決を取らせていただきま
す。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案
第22号につきましては、原案どおり承認することとします。
続きまして「議案第23号農地法第4条の規定による許可申請について」
を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、申請件数は1件です。
申請番号5番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号5
番及び図面のNo.6です。この度、集合住宅を建設するための申請に及ん
だものです。申請地は、XXXXXXXXXXから南西に約XXXXのところに位置し、
道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の
状況が省令で定める程度に達している区域の農地であるため、第3種農地
と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は集合住宅1棟122.61
㎡、駐輪場1棟2.55㎡、ボンベ庫1棟1.27㎡で、配置計画からみても転

用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水は浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。鈴木委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

鈴木委員 6月7日に佐原推進委員と現地確認を行いました。

(事務局) 申請地は、東側に道路、西側に住宅、南側と北側に事業所があり、現在は耕作されていない状況です。転用にあたり、日照、風通し、排水、耕作について周辺農地への影響はないかと思いますので、許可することについて特に問題ないかと考えます。とのことです。

事務局 以上で、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第23号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は6件です。

申請番号7番について説明します。資料は議案書の7ページ番号7番及び図面はNo.7です。この度、分家住宅を建築するための申請に及んだものです。申請地は、 から西へ約 のところに位置し、宅地等で分断された小集団の農地であるため、第2種農地と判断しました。審査をしたところ、住宅1棟72.42㎡、カーポート1棟29.43㎡、駐車場普

通車 2 台 25 m²を建築することとなっており、敷地面積に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水については、合併浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。石田委員が本日欠席のため、事前に現地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明をさせていただきます。

石田委員 6 月 9 日に石田推進委員と現地確認を行いました。申請地は、道路と宅
(事務局) 地に囲まれた土地で、長年耕作されていない状況です。周辺に農地はなく
影響はないかと思いますので特に問題はないと考えます。とのこと。

事 務 局 申請番号 8 番について説明します。資料は議案書の 7 ページ番号 8 番及
び図面は No. 8 です。この度、分家住宅を増築するための申請に及んだも
のです。申請地は、 から東へ約 のところに位置し、宅地
等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断しました。審
査をしたところ、既存住宅 1 棟 179.02 m²に 16.56 m²の書斎を増築するこ
ととなっており、敷地面積に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても
転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水に
ついては、合併浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出する計画であることか
ら周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許
可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められ
ることから、許可相当と考えます。石田委員が本日欠席のため、事前に現
地確認結果について報告を受けておりますので、代わりに事務局より説明
をさせていただきます。

石田委員 6 月 9 日に石田推進委員と現地確認を行いました。申請地は、譲受人の
(事務局) 自宅の東側で現在は耕作されておらず、駐車場として使用しております。
家の増築とのことで周辺農地への影響はないかと思いますので特に問題

はないと考えます。とのことでした。

事務局

申請番号 9 番について説明します。資料は議案書の 7 ページ番号 9 番及び図面は No. 9 です。この度、分家住宅を増築するための申請に及んだものです。申請地は、[] から南東へ約 [] のところに位置し、宅地や山林等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断しました。審査をしたところ、住宅 1 棟 78.75 m²を建築することとなっており、敷地面積に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、污水については、合併浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

6 月 7 日に藤下推進委員と現地確認を行いました。申請地は、東側が地主さんのご親族ということで、西側は資材置き場ということになってました。南北は畑ですけども、日照等農地への影響はないかと思いますので、許可で問題ないかと考えました。以上です。

事務局

続きまして申請番号 10 番について説明します。資料は議案書の 8 ページ、番号 10 番、及び図面の No. 10 です。申請者は、[] に本社を置き、太陽光発電事業を生業とする法人で、この度、太陽光発電設備を設置するための申請に及んだものです。申請地は、[] から南へ約 [] のところに位置し、市街化の区域に近接する 10ha 未満の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、2,777 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり約 2.17 m²を 744 枚設置して発電し、発電能力は 200 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透する計画であり、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受

理されたこと、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

6月8日に小原推進委員と現地確認を行いました。この場所は20年から30年くらい耕作を行っていないようで、現在は原野のようなかたちになっています。南側は道路になっています。北側も道路になっています。東側に1軒住宅があります。西側も一部同じような原野になっていますが、耕作の見込みのないような場所です。東側の住宅につきましては、住宅の方と話をしましたが、さらにその東にも太陽光発電がありまして、その影響というのは特別に出るような状況ではないことを聞いていますので、特に周りへの影響はありませんでした。以上です。

事務局

申請番号11番について説明します。資料は議案書の8ページ番号11番及び図面はNo.11です。この度、分家住宅を建築するための申請に及んだものです。申請地は、XXXXXXXXXXから南へ約XXXXところに位置し、市街化の区域に近接する10ha未満の農地であるため第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、住宅1棟65.66㎡を建築することとなり、敷地面積に対して建蔽率22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水については、合併浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

これも6月8日に小原推進委員と現地確認を行いました。この場所は周りが工場より一般住宅に囲まれているようなところでありまして、住宅形成にあまり関わりないかなという感じがしました。北側に農地が少しありまして、その農地の日照関係につきましても、スペースをあげまして余裕を持たせているようですので、特に日照関係も影響ないかということで

許可申請は問題ないかと思われます。以上です。

事務局

申請番号 12 番について説明します。資料は議案書の 8 ページ、番号 12 番、図面は戻りまして No. 3 及び別添資料 1 です。賃借人は、3 条の番号 14 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり、XXXXXXXXXX から東へ約 XXXX のところに位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 270 w、3.48 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1410.00 m²のうち支柱部分 3.48 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 10a あたり 121 株作付されており、榊の樹高は約 100 c m となっております。

榊の栽培が始まって 3 年が経ちますが、成長不良が続いたため、昨年 10 月頃に土側溝を掘り、盛土をしてほぼ全数植え替えを行ったため、全体的に榊は小さいですが、新芽もたくさん出てきて育ち始めているとのこと。

今後も引き続き発育状況を見ていき、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨の意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。

内山会長、補足説明をお願いします。

内山会長

西側に公道がございます。南側は農道といいますか行き止まりの道路、北側が排水路、排水路は東側から西側に向かって流れておりまして、公道の下を抜けて横の水路に流れています。東側が地目上は水田ですが、耕作放棄地状態のところがございます。日照等特に問題はないかと思いますが、一点、排水の関係で問題があるのではないかとということで、法的には問題ないかと思いますが、今後改善を当事者と相談させていただく必要があるのではないかと思います。写真を見ると、溝が掘ってあるわけですが、申請地内の西側から東側に向かって流れております。その先、水たまりがで

きている状態で、満足に排水が現状確保されていないという事実がございました。そのあたりを今後改善していただくようにする必要があるのではないかと考えております。それから、6月8日に佐原推進委員と確認しましたが、周囲の防護柵といたしますか、トラロープが用をなしてなかった状態にありましたので、事務局から伝えてもらっておりまして、直していただいたということで、対応していただいたというように伺っております。内容的に法的にどうこうという制限がかけられない状態である以上認めざるを得ないと思いますが、排水の関係を今後詰めていきたいと考えております。以上です。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

菅沼委員 毎回この太陽光で柵のことが問題になっていると思うんですけど、営農努力はしているけどという話だと思うんですけど、本当に農業だけでやっていくとするとこんな状態だと営農にならないのでそこら辺の審査というか、上手くできるつもりができなかったっていう状態が多いと思うんですけど、その辺の線引きというか何かあるんですか。

事務局 県のほうで研修会といたしますか、県内の農業委員会の事務局員を集めて柵の基準等説明してどの市でも同じような基準でということで取り組んでいます。ただ今回の場合は、先に説明したとおり、排水不良で昨年度植え替えをしているものですから、一度植え替えて耕作を工夫しているという風に事務局のほうは判断しました。

菅沼委員 現状、写真を見ると、土側溝を掘っても水の流れがスムーズにいくような感じじゃなくて掘りましたというような感じですけど、どこもこれに近い状態のものが多くですけど、その辺の指導というか、できない状態です

か。

事務局 毎回営農の報告をいただくものですから、その時に生育状態を確認させていただいて、基準に合わせて指導していく予定です。

菅沼委員 今後更新もいっぱい出てくると思うので、どこでこういう査定をすればいいのか、農業委員をやらせてもらってから、更地を販売して売れている状況とかあまり目にしたことないので、そういう状況で、一応営農型ということでそこも重視しないといけないとこなのかなと思っていて、植えてあればいいよっていう状態がどんなもんかなと思っていたので、すいません、ありがとうございました。

柴田委員 営農型というのは営農を担当している人がいるんですかね。

事務局 おります。

柴田委員 その人が管理してるのか。

事務局 そうです。

山本委員 営農型で収益が上がってこない場合、営農型にはなりませんのでということになった場合、全面を地目変更かけなきゃいけないですか。

事務局 営農されていない場合、撤去ということになります。

山本委員 許可にならなかったりという場合ということか。

地元の方も絡んでいますよね。

更新の時3回目だから営農できないから撤去ということか。

事務局 一時転用をかけているところは、営農前提で許可を出しているものです

から、営農の継続が確認できない場合は、一時転用は不許可ということになります。

内山会長

自分もそうなんだけど、耕作まで手が回らない土地はあるし、ここはもと問題があって、水田だったところを埋めちゃってやってるんですけども、埋めたっていうのが湿気て機械がはまっちゃって耕作できないということでしたんじゃないかと思うんですけども、それ以外の畑でも手が回らなくてかといって草を生やしておくとか耕作放棄地ということで摘発されるような状態になるんですけども、そこでたとえばよくあるのが果樹が植えてあればいいよというところで切り抜けている事実も太陽光以外でも実際あるんですよね。それをわかっているのも非常にやりづらいんですけども、いかんせん太陽光は目立ちすぎちゃうものですから、簡単に言うと法律を変えないといけないだろうと。こういった問題を是正していくのは、やはり法律を変えるしか現状では対応できないと私は思うんですけども、そんな簡単にできる話ではないというのも当然ですけども、その辺を、国策の問題もあるしね、エネルギー対策ということで、それがあからできちゃうという話だと思うんですけども、そうするとどこかで方向転換しない限りは変わらないだろうと思うんですけども、そうするとさっき言った通り他の土地に迷惑かけない状態で、実際他も荒れているからいいという話ではないと思いますので、あとは町の人たちにお願ひするしかないと思いますけれども。

事務局

法案が通っていないので何とも言えないですけども、面積の下限要件がなくなるという可能性が高くなってきました。そうすると、農地を誰でも買える風になる可能性がでてきました。そうすると、こういうケースが増えてくる可能性もありますし、逆に農業をやりたい人が気軽に農業を始められるような可能性も。また県や国からの研修を通して皆様にご説明させていただければと思います。

議長(会長)

この案件は毎回出てくるとしますので、皆様のご意見を聞かせてい

ただけれたらと。だんだん声を大きくしていくしかないんじゃないかと。そんなところで、他にはよろしいですかね。

他にないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 24 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 25 号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

非農地証明願につきまして、申請件数は 1 件です。

申請番号 3 番について説明します。議案書の 10 ページ、番号 3 番、図面の No. 13 及び別添資料 2 をご覧ください。

申請者は、湖西市 [] にお住まいの [] さんです。申請地は、[] から北東に約 [] のところに位置します。現状は山林で、非農地となった経緯は、申請地の地形が田に適さず、耕作をするのに多大な労力が必要であったため、早くから不耕作の状態が続き、周辺の山林と一体化していき現在に至るとのことです。つきましては、非農地証明の基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と考えます。山本敬博委員、補足説明をお願いします。

山本委員

添付資料のとおりです。とてもじゃないですけど畑にするのは無理だと思いますので問題ないと思います。

事務局

以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 25 号につきまし

ては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 26 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の別冊 2 ページをご覧ください。

公告予定が 6 月 20 日の利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 2 筆、3,124 m²の新規であります。

次に、議案書の別冊 3 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 16 筆あります。県の農業振興公社が合計 19,994 m²の農地を 9 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、にお住まいのさんとにお住まいのさんに配分を予定するものです。

説明は以上です。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 26 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 12 ページをご覧ください。

報告事項第 12 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 14 ページをご覧ください。

報告事項第 13 号について、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 16 ページをご覧ください。

報告事項第 14 号について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 8 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 18 ページをご覧ください。

報告事項第 15 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長(会長) ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の定例会は、7 月 15 日(金)、午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

(その他連絡事項)

議長(会長) 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 6 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 58 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 池田 雅美

委 員 太田 達男